

教育、民生常任委員会記録

招集年月日	平成27年6月26日(金)
招集の場所	議員控室
開会	午後1時31分
出席者	委員長 福田 淑子 副委員長 山岸 三男 委員 千葉 一男 委員 藤田 洋一 委員 柳田 政喜 委員 大橋 昭太郎 委員 吉田 二郎 委員 平吹 俊雄 議長 吉田 眞悦
欠席者	なし
職務のため出席した者の職氏名	教育次長兼教育総務課長 渋谷 芳和 教育総務課係長 小南 友里 主幹兼係長 相澤 正典
協議事項	<ul style="list-style-type: none">・給食費の未納状況について・給食費全額無償化した場合の町の負担額について・食材の搬入ルートについて・残食の状況について・所管事務調査について
その他	なし
閉会	午後3時45分

2号様式 協議の経過

	<p>開会 13:31</p>
福田委員長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから、教育、民生常任委員会の会議を開催いたします。委員会は成立いたしております。</p> <p>きょうで、第5回目になりますけれども、常任委員会の研究テーマを、それに沿って会議を進めていきたいと思っております。皆さんのお手元に次第があると思っております。</p> <p>それから学校給食費の補助とそれから所管事務調査について、この2つの項目について、これから審議していきますのでよろしくお願いいたします。きょうは、教育委員会から課長さんはじめ小南さんにも出席いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですね、これまで教育委員会から資料をいただきました。きょうは、給食費の未納状況、それから全額無償化した場合の町の負担額、食材の搬入ルート、残食の状況についてということで資料いただきましたので始めさせていただきます。では、渋谷課長さん、よろしくお願いいたします。</p>
渋谷課長	<p>まず、5月28日、前回の委員会の中で、お答えできなかった部分がございますので、最初にそちらのほうから順次お答えしたいと思います。資料 というやつをお開きいただきたいと思います。資料 。</p>
福田委員長	<p>給食無料化、もっと進めるべきだろう。地域経済ラボラトリ資料 です。</p>
渋谷課長	<p>まず、学校給食法の第11条の2項の経費の負担という形で、学校給食費は保護者の負担とするということで、この部分が無料化することまた補助することに抵触するのではないかとというような御質問だったんですが、インターネット上でいろいろ調べたんですけど、なかなか該当する資料が無くて、2つほどあったんですが、まず資料 の下から5行目のアンダーラインを引いている部分ですね、学校給食に関する学校の負担は、職員などの人件費と施設など修繕費だけで、それ以外は保護者の負担ということ。この意味で、大田原市の取り組みなど、ある種、法律を逸脱しているとも言えよう。というような資料がございましたし、また、島原市の一般質問で学校給食費の無料化についてという質問の中で、議員が、議員の質問する部分で市長は学校給食法の法律を無視してまで無料化実施の考えに変わりはないかというような表現をしております。</p> <p>この抵触の部分は、資料としては出てきませんでしたので、この程度に、この資料となりました。</p> <p>それから2点目、大橋委員さんの御質問で、平成25年度に学校給食実施基準が改正になっているのではないかと、その際のカロリー数、エネルギーの部分、変更になってないかということの御質問です。改正前と改正後の資料をお手元にお配りしております。やはり、エネルギー、カロリー</p>

	<p>数は、改正後は、どの子、年齢の子でも、減少しているようです。減少しています。20キロカロリーから30キロカロリーが1日の学校給食の摂取基準の中では減というふうになっております。</p> <p>3点目の大橋委員さんの質問で、就学援助の受けられる基準という御質問です。お手元にありますように、1つは通常の就学援助という形での部分ですね。それからこの部分で、東日本大震災で被災し、経済的な理由で就学が困難な方とこの2つがございます。</p> <p>通常の就学分については生活保護、生活保護が廃止されたというようなこの項目の方が該当になっております。それで援助の額なんです、その次のページになりますけれども、就学援助費の支給についてということで、就学援助の対象となる経費と補助額という形で金額が定められております。</p> <p>学校給食費については、小学校が51,000円上限です。中学校60,000円の上限ということになっておりますけれども、現実的には、この上限を現在の提供、給食の提供日数を掛けますとこの額には満たないということで全額学校給食費については援助になっております。</p> <p>それから、その裏に平成23年から平成26年度のそれぞれ、要保護者、準要保護者、一般分と被災分、特別支援のそれぞれの人数を計算しております。今、要保護については、生活保護になります。</p> <p>それから準要保護というのは、先ほどの資料にありました通常の就学分のうちの生活保護を除いた分が準要保護になりまして、次の被災分というのが、東日本大震災で全壊、大規模半壊、半壊と認定された方が所得制限はあるんですが、これらについて認定された数になります。特別支援については、特別支援学級に通っている方を対象にしております。</p> <p>補助なんです、要保護については2分の1以内の国から補助がございます。準要保護の一般分については、これは町の一般財源になります。被災分、準要保護の被災分については100%国の補助になります。特別支援については、2分の1以内ということで予算の範囲内という表現で、2分の1に満たない額というふうになっております。以上が前回の委員会でのお答えできなかった分の資料になります。よろしく申し上げます。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>ありがとうございました。まず、初めに前回の、まず1つ目、この法律に逸脱している部分、この資料ですけれども、これから私たち大田原市行くので、こちらからね、法律、逸脱しているんでないかという表現は辞めていただきたいなと思います。</p> <p>その辺、実際に実施している自治体がどういう取り組みするかというなかで、具体的にお話あると思いますので、これについては、この程度でよろしいでしょうか。次、エネルギーの改正について、ありますか。</p>
<p>大橋委員</p>	<p>この変遷の関係は、25年度改正のということで、数字的なものっていうのはどうなんでしょう。改正前までは、ずっとこのカロリー基準、エネ</p>

	ルギー基準はこのままだったとか。25年に改正したっていうのは、例えば、肥満の問題とかそういう関係で減らしていったのかっていうようなことはどうなんでしょうか。
渋谷課長	すみません。学校給食実施基準っていうのが、平成21年3月に策定されたものですので。ですから、25年の改正っていうのが初めての改正になります。
大橋委員	基準はその前からありましたよね。21年に基準が新しくできたんでなくて、その前から基準あったはず。
福田委員	改正になったその理由、聞いて...
渋谷課長	理由、ちょっとその辺、カロリー数の問題。
大橋委員	21年から25年かな、24年までは、このエネルギー計算は、基準だったわけですね。
渋谷課長	そうですね。一応、基準をみますと、やはり、平成21年3月というような告示っていうか、法令的にはそういうふうになっているので。ちょっと、前の.....。
大橋委員	ごめん。多分、この推移みたいのがあって、例えば、おそらく、そんなには変わってないと思うんだけど、カロリー、エネルギー分。ただ、25年改正で下がったっていうのは何かあったのか。今、一般に言われている、その、給食にそれを反映させるのはどうだとか思うんだけど。例えば、肥満が多くなってきたとかさ。
渋谷課長	その辺、ちょっと、すみませんが、読み取れないので、申し訳ないですけども、また、宿題になってしまいました。申し訳ございません。
福田委員	あと、援助聞きたい。
大橋委員	就学援助の、さっきの一番最後の特別支援の関係は、2分の1以内は、これ国なんです。
渋谷課長	はい、国です。
福田委員長	はい、千葉委員。
千葉委員	特別支援のやつでね。これは学校に通っている方に説明してね、課長ね。学校に通っている特別支援学校に通っている方、それでいいんですよね。
渋谷課長	はい。
千葉委員	それでね、ほかのほうは全部なってますが、経済的な余裕に.....、お金を出している制度ですね、ここは。ここだけは、学校に、特別支援だからということも支援なんですよ。経済的な支援ではないですよ。ちょっと基準がここだけ違うので、特別に何かあるのかなというふうに思いました。もし、分かったら。
渋谷課長	...すみません。
千葉委員	いいです。じゃあ、というふうに今思いましたっていうだけ。
渋谷課長	当然、特別支援の2、全員、当然、全員ではございませんので。

千葉委員	全員ではないの。
渋谷課長	全員ではないです。
千葉委員	学校に通っている方、全員でない。
渋谷課長	全員ではないです。あくまで、先ほどの基準がございますので。これに基づく。でないと、特別支援のほうってすごい数、多いと思うんですね。去年も、ちょっと、正確な紙見させてもらいますけれども。
千葉委員	でも、これだけ、特殊なんでしょ。支援の仕方は。
渋谷課長	特別支援っていうのは、あくまで、先ほどのお話したように特別支援学級に。
千葉委員	学級ということを対象にした支援制度ということ。その支援は、お金がないだけではなくて、その学校に通っているからって……。
渋谷課長	ではないです。あくまで、通常の就学の基準に基づきますので、それもちょっと確認……。
福田委員長	では、確認してから。
渋谷課長	はい、2つ。はい、正確な答弁を……。
福田委員長	はい、大橋委員。
大橋委員	もう1つ、準要保護の部分、町負担の、そのどれくらいの割合で。
渋谷課長	100%、一般財源です。全て。
大橋委員	2分の1以内、特別支援。例えば、要保護の場合だと、2分の1以内が国でみますよ。町っていう分は、町への援助部分だったのね。結局、町がみるということ。
渋谷課長	そうですね、町に補助金としてくるということですよ。
福田委員長	それでは、きょうお渡しいただいた4点について、まず給食費の未納状況について御説明をお願いいたします。
小南係長	<p>皆さんにお配りしました平成26年度学校給食費の未納状況3月末日という1枚ものを御用意ください。こちら平成26年度の給食費の決算状況について、小牛田地域、自校方式でやっている学校、それから、給食センターの学校。</p> <p>まず、南郷小学校、南郷中学校って書いてある部分については、給食センターの決算状況だと考えて下さい。小牛田小学校についての未納状況なんですけれども、こちら6万8,840円になります。こちら、2名分でございます。ちなみに、こちら小牛田小学校については、平成25年度、2万8,128円の未納がまだ過年度分として残っております。</p> <p>不動堂小学校に関しては、7名の未納がありまして、トータル19万576円の未納がございます。合わせて、過年度分として1万9,000円の未納がございます。</p> <p>北浦小学校、中埴小学校については未納はございません。青生小学校に関しては、4万3,164円の未納がございます。これは2人分の未納にな</p>

ってます。過年度分はございません。

南郷小学校については、こちら未納はございません。小牛田中学校に関しては、こちら6万552円、こちら2人分の未納になってます。過年度分として平成24年度分が4万8,140円、25年度が9万7,818円、合計で過年度分として14万5,958円の未納が小牛田中学校にございます。

不動堂中学校に関しましては、こちらは15万5,164円の未納がございます。こちらは、未納人数としては3人の未納です。過年度分として、7万9,952円、これが平成22年度分、23年度が1万3,699円、平成24年度分として4万2,549円、合計で13万6,200円の過年度分の未納がございます。

南郷中学校に関しては、26年度は4人で12万2,882円の未納がございます。平成18年が1万6,525円、20年が6万3,750円、21年が13万7,400円、22年が14万6,550円、25年が3万5,878円、合計で40万103円の未納がございます。

小学校分の未納額としては、26年度に関しては、トータル30万2,580円の未納額になります。中学校では、合計33万8,598円の未納額が、平成26年度3月末日の未納額になります。こちら参考数値として徴収すべき金額の総額ということで、右側のほうに記載してます。

小牛田小学校で総トータル1,012万8,375円、この分が給食費として徴収する金額になってます。このうち児童、生徒、児童分としていただく分が891万4,239円プラス職員分の給食費として121万4,136円、これらが徴収すべき金額でした。

同じように不動堂に小学校に関しましては、こちら児童分としまして1,808万1,213円プラス職員分として165万4,464円になります。合計で1,973万5,677円です。また、北浦小学校に関しましては、児童・生徒分714万5,688円、プラス124万2,912円合計で838万8,600円、「いいよ、言わなくても」の声あり）こちらよろしいですか。（「決算ではないのでね。」の声あり）

それでは、まとめて小学校では、児童分としまして5,717万8,654円、プラス職員分が730万9,355円、合計で6,448万8,009円、これが小学校分の給食、徴収する金額になります。

そして中学校分なんですけれども、生徒分としまして、3,466万4,170円これが生徒分です。プラス職員分として428万5,897円、合計3,895万67円というのが中学校分で、徴収すべき金額ということになります。

例えば、給食費無料になった場合の町の負担金額という部分になりますと、この職員という部分は、当然、御負担いただくべき金額になるでしょうから。この徴収すべき金額のうち、児童・生徒分の金額、町内合算しますと、26年度で9,184万2,824円、この金額が、もしも町が給食費無料化とした場合、町が負担しなければいけない金額の合計、このくらいの金額が必要になるかという目安になるかと思えます。金額的に、かなり大き

	な金額ですね。
福田委員長	ありがとうございました。皆さんから質問いただけますか。はい、柳田委員。
柳田委員	先ほど、未納分の平成 25 年とか年度別に、備考のところを書いてあるところあったんですけども、ちなみに、この金額のですね、残っている人数っていうんですか、そっちのほう把握できているんですか。
小南係長	こちらはですね、小牛田小学校が 1 人ですね、不動堂小学校も、これは 1 人分になります。中学校になりますと、小牛田中学校に関しては、お二方ですね、2 人分の未納分になります。
柳田委員	24 年度、25 年度。
小南係長	24 年は 1 人、25 年が 2 人です。
柳田委員	2 人、残っている人ね。
小南係長	はい、24 年が 1 人、25 年が 2 人です。不動堂中学校に関しては、18 年が.....。
	(「22 年」の声あり)
小南係長	22 年、失礼しました。22 年が 1 人ですね、23 年が 1 人、
柳田委員	えっ、22 年、1 人。1 人で金額大きくないですか。
小南係長	20.....、2 万 3.....、23 年ですよ。
柳田委員	22 年が。
小南係長	22 年、はい、1 人で、失礼しました。これは 2 人です。トータルですね。
柳田委員	1 件ってことなんだ。
小南係長	はい、すみません。はい、失礼しました。生徒 2 人分です。23 年が、これはまるっきりお一方ですね。1 人になります。24 年がこちらは 1 人ですね。南郷中学校ですが、こちら 18 年が 1 人、20 年は、これは 1 人。21 年、22 年っていうのは、兄弟になるんですけども、保護者の数から言ったら 1 人なんです。
柳田委員	2 人です。
小南係長	子どもの数は.....、あのトータルですね。
吉田議長	今、何人っていうのは児童数のこと言っているんでないの。
柳田委員	児童数でとりあえず表示してもらったほうが.....。
小南係長	児童数で、はい。
福田委員長	とりあえず、21 年は 2 人。
小南係長	18 年が 1 人で、20 年が 2 人、21 年が 4 人、22 年が 4 人、25 年が 1 人ですね。
福田委員長	ちょっと待ってね。未納金額の部分の、不動堂中学校は何人ですか。26 年度だよ、これね、未納金額。
小南係長	未納金額と書いてある.....、

福田委員長	25年度以前の、全部含めてなんでしょう。じゃないよね。
小南係長	ここに書いてある未納金額は、26年度のみ未納金額です。
福田委員長	不動堂中学校は何人ですか。
	(「3人」の声あり)
福田委員長	3人か、ごめんなさい。
小南係長	25年度以前の未納金額.....。
平吹委員	保護者じゃないでしょ、これ。
小南係長	子どもの数で、今お答えいたしました。
柳田委員	続きをお願いします。今言った、委員長言った、まず1点、確認すると25年度、不動堂中学校だけないんですけど。
小南係長	25年が無いんです。
柳田委員	無いんですね。じゃ、ゼロということですね。
小南係長	25年はゼロです。
柳田委員	それでですね、もっと細かいことになるんですけども、基本的に、この未納の方の支払わない理由っていうのは、大体聞いていると思うんですけども、大体、経済的なのか、もしくは、本人が給食費を支払う意志が無いのか、大体、細かい人数わかんないとしても、パーセンテージでどのくらいの比率かだけでも教えて欲しいんですけども。
小南係長	<p>苦しくて、払えないっていうような場合は、ほんとにお金がないかどうかの部分に関しては、当然、就学援助などの制度が存在してますので、こちら未納として残っている分に関しては、支払わないで連絡が取れないというようなところになっているということを知っています。</p> <p>例えば、就学援助を申し込んでというような、ほんとに、そういうことを教えてさしあげて、それに対応っていうのも、なかなか書類が出てこないとかですね、そういう場合もあつたりします。ただ、大概の場合は、出しても無理であろうっていうこと、要は怠慢っていう方が苦慮している、こういった未納になってしまう状況です。</p>
柳田委員	小学校の時、未納だった父兄さんは、そのまま中学校で未納になる場合が多いということですよ。
小南係長	<p>小学校で未納だと中学校でも未納っていうのはなりやすいと思いますが、南郷小学校、中学校の例が、とてもいい事例だと思うんですけども、小学校、現金集金で袋集金であると未納ゼロです。</p> <p>ところが、中学校になりますと、銀行振り込みというような形ですね、口座引き落としというような措置をすれば、どうしても未納金額出て、引き落とし不能になって、滞納になってしまうというような状況があるというふうに聞いてます。</p>
柳田委員	そういうことだとすると、やっぱり、現金がないわけじゃないんだけど、1回、口座振替で振替不能になってしまった場合、改めて出すのも、

	ためらいながら、つつい溜めていって、金額が大きくなって払わないと かって方、多いって感じですか。
小南係長	その部分は、状況として、それぞれのケースがどうかっていうと、1番 は連絡が取れないということが、学校で苦慮していることだそうです。こ ちらのほうからの未納があった場合、今、児童手当のこともありますので、 説明しますから同席させてもらえませんかというようなお話をしますが、 親御さんと連絡が取れないんですというふうに言われるケースが多くて。
柳田委員	罰金取れないんですか。
小南係長	電話しても、電話番号がわかっているので出ないとかっていうかたち で、でないというのが……。なので、どうしても、会いたい場合は、御自 宅で、自宅で待ち伏せしてというようなことをやらざるを得ない状況。
柳田委員	先生の仕事じゃないですね。
小南係長	はい、当然、うちのほうもそういうふうに、どうしても学校で手を焼い てしまったっていう事例に関して、当然、うちの職員がペアを組んで、一 緒に待ち伏せして、お帰りになるのを待って説得をしたというような経験 もございます。
柳田委員	わかりました。ありがとうございます。
福田委員長	ほかにありませんか。未納状況がどうなっているかだけの、私たち知れ ばいいことなんで、あまり深く突っ込むと……。はい、大橋委員。
大橋委員	先ほど、就学援助の関係、例えば、生保、生保外の関係で、給食費分が 100%みられるのかどうか、例えば、そういう人たちが、この未納の中に、 そういうふう人たちも含まれているのかどうか。
小南係長	この中に、含まれている人の中には、生保、生活保護の人もいません。
大橋委員	生活保護内……。
小南係長	就学援助、就学援助の方もいません。ここには。
大橋委員	就学援助っていうのは、その給食費、例えば、生保だと100%外と… …。
小南係長	あと、就学援助も全て、給食費、大丈夫です。うちの金額であれば、全 てみられます。
大橋委員	生保外でも。
小南係長	はい、就学援助で、はい、みられます。
大橋委員	100%みられるってことだね。
小南係長	大丈夫です。はい。
大橋委員	そうすると、当然、この中にはいないってことだね。
小南係長	いないですね。はい。
大橋委員	わかりました。
福田委員長	次に進めていいですか。
	(「はい」の声あり)

福田委員長	次に、2番……、はい、平吹委員
平吹委員	未納人数で、未納人数で、いわゆる同じ人がこうダブっているというのがあるんですか。
小南係長	はい、ございます。親御さんが一緒っていう。
平吹委員	そうじゃなくって、過年度で。
小南係長	過年度でダブリ、あります。はい、要は、前年度も未納、今年度も未納っていう、事例はございます。
平吹委員	そうすると、例えば、不動堂小学校だと未納人数が7人だけど、このうち何人くらい、いるの、過年度は。滞納者は。
	(「1人」の声あり)
平吹委員	これは、いいです。じゃ。不動堂中学校の場合は、これも。
小南係長	2カ年っていう生徒はいます。不動堂中学校。
平吹委員	はい、わかりました。
福田委員長	はい、2点目の給食全額無償化した場合の町の負担額、9,184万2,824円という数字が出ました。次に、食材の搬入ルート。
吉田議長	ちょっと、中身いい。
福田委員長	中身、議論は、言うてからにしたいなと思っています。はい、議長。
吉田議長	要するに給食法で言われている、この経費についての部分ということになると美里町として職員人件費とか修繕費というの、みんな足していけばわかるけど、幾らくらいなっているの。給食関係。これ給食費として生徒分9千100万だけでもさ……。
小南係長	そうですね、そうするとすみません。予算書……、学校給食費の修繕費の部分が丸々支出している額がうちで負担した額ですし。
吉田議長	ここまでが法的にOKっていうんでしょう。
小南係長	はい、当然、法的に当然、自治体がそうですね、はい。
吉田議長	そういうことから言うと、例えば補助しますというふうに法律違反ではありませんという……。
小南係長	当然、法律違反でもございませぬし、今までもずっと町で人件費から修繕費は施設の維持管理費ということで全て負担してまいりました。ただし、食材費、材料費に関する部分に関しては自己負担していただいて差し支えないと保護者負担にして差し支えないということになっているので。
吉田議長	修繕が、このままその部分だよって。
小南係長	そうです。
吉田議長	これに手つけるってことは、やっぱり、給食法からすると考えなくてないと。はい、いいです。
福田委員長	じゃ、3番目、食材の搬入ルートについて一覧表がありますのでそれを見ながらお願いいたします。
小南係長	はい、こちらですね、各学校、平成26年の業者別支払い一覧というこ

とで、各給食施設、給食センターに関しては、決算額、各業者ごとの決算額から拾った数字を給食センターの部分というのを入れていますので。給食センターに関しては、すみません、幼稚園、南郷幼稚園の給食分も含まれているってということで御理解いただきたいと思います。

また、真ん中の中埴小学校(北浦小学校)というふうに書いてございますが、こちらは北浦小学校で中埴と北浦分の給食、親子給食方式で提供していますので、2校分の給食の食材費の支払金額だと御理解いただければと思います。

こちら全ての施設の合計でいきますと食材費として支払っている金額は1億925万7,241円の金額が食材費として支払っています。この中でも、学校給食会がどうしても突出していると思います。3,884万9,041円、この部分、大きくなっている理由というのが、ここですね、主食、御飯ですね、御飯に関する部分、あと、パンですね、パンの部分、それから、牛乳に関して、全てこの学校給食会を通してお金の支払いをしているってところがございますので、ここが1番大きな支出金額になっております。

また、所々ちょっとゼロになっている部分があります。例えば、松ヶ崎営農組合であるとか、直江さんであるとか、星さんって出ているところ、大地フーズなんですけれども、例えば直江さんと星さんは、イチゴを作っている農家なんですね。ちょっと、学校給食にまわすだけの作柄ないんですね、前の年は買えてもことし、去年は買えなかったのでゼロになっているんですけれども、できたら購入することができるってようなところですね。

たまたま、昨年度はゼロであったってところですね。あとですね、39番の大地フーズなんですけれども、こちらは南郷に震災後、企業進出していただいて、ハンバーグなどを作ってる業者さんなんですけれども、こちらですね、南郷給食センターに、まず卸してもいいってことだったんですけれども、昨年、工場見学などをさせていただいたところだったんですけれども、まだですね、購入実績ってところまでは、まだ調整中で昨年度、至りませんで、ゼロになってますが、今後お取引が生じるかもしれないってところですね。

ゼロでも、ここに1から47番目まで業者さん、載せてあるんですけれども、こちらは年間学校給食ですね、給食運営委員会の部分ですね、この業者と取り引きしてよろしいかということで承認を得て、その業者さんとこの業者さんと取り引きするということを年間で決めておりまして、こちらの業者さんから購入するというような対応をとっています。

ただし、前にも一度説明したことがあるかもしれないですけれども、地産地消の関係で年間で契約、取り引きを承認されたこと以外でも企業の状況を確認して、地元の農家さんでも取り引きしていただけるってところがあれば、条件などをお伺いして取り引きをするように、対応を取るよ

	うにしています。
福田委員長	はい、ありがとうございました。じゃ、皆さんから質問受けます。はい、大橋委員。
大橋委員	26年度の支払い総額、食材費が1億925万……。給食費で徴収しているのが、9,184万2,000円。
小南係長	先生の分も入ると。
	(「1億300万」の声あり。)
大橋委員	この差額分というのは、そうすると。
小南係長	検食分などの、検食とか食材、あと放射線の食材費であるとか事前検査の食材費であるとか、そういった部分もプラスされると合計額が、要は決算額と一致してくるようになります。検食と食材と検査用食材と。
大橋委員	そんなになりますか。この食材費の分が、例えば南郷の給食が9月からだけ。
小南係長	そうです。
大橋委員	あの、全部ね。
小南係長	はい、2学期からの。
大橋委員	2学期からだよ。そうするとこの金額は、27年度においてはもっと大きくなるっていうんですね。
小南係長	そうですね。
大橋委員	食材費の分。
小南係長	はい。
大橋委員	当然、給食費も変わってくるわけだよ。徴収する給食費も。
小南係長	給食費も、そうですね。御飯代が上乘せになる人たちもいます。
福田委員長	いいですか。ほかにありませんか。はい、吉田委員。
吉田委員	関連なんですけれども、その差額大体600万ぐらいっていうの、それは町の持ち出し分、当然なるんですか。
小南係長	町が今までも支払っている分なんで。
吉田委員	そういうふうな慣例できているわけ。それを最初から給食費とみなして加算されたあれを負担させ、材料費ですから。負担させるということはあるんですか。
小南係長	保護者などには負担は強いてなくて、あくまで、こちらの給食の運営上、当然、大規模にたくさん食を作ったらですね、食中毒とかがあった時のために、冷凍で食材を保管しておかなきゃいけないし、作った成果品も保管しておかなきゃならない2週間。その分のお金っていうのは、当然、管理費として計上して、賄材料費として支出してまいりました。

吉田委員	そういう意味でわかりました。別管理というか、そういうふうにな保護者負担させないで、それはそれで取っておく。いいと思いましたがけれども、こういう600万までの、今回、たまたまいろいろ放射能分があれば、検食とかとって…。私もこの金額ちょっと多いな、少ないと思いません。多いなと感じただけけれども。前年度、大体これと同じような推移してきてんですか。金額的に……。
小南係長	金額的に、当然、給食費、そうですね、この食材の、当然、価格にもよりますけれども、基本的に同じ給食の単価分を3食分ずつ予算化してということはやってきています。
柳田委員	一回、3食ですね。
小南係長	そうですね。食材、成果。
大橋委員	前に、審査でもやったし、一般質問のとき、この検食とかほかの部分というのは、例えば私会計だければ、給食システムとか、そっちの分で行っていかねばならないから、町の持ち分としておかしいんでないかという言い方したことあんですね。認められているのは、施設費だったり光熱費だったり、人件費だけでないかという言い方してきたんだけど。
小南係長	でも、一応、町の負担でやってきました。管理費という考え方のもと、給食を、要は運営する必要上ですね、どうしてもその分、取らなきゃいけないし、検食も行わなければならないっていうことで、それに関する食材に関しては予算化して公費から支出をしてまいりました。それは自校式のところであろうと……。
大橋委員	本来から言ったら違うんじゃないんですかって言い方した。
福田委員長	ほかにありませんか。はい、柳田委員。
柳田委員	すみません。確認させてください。3食分っていうのが食材と実際の給食とあと。
小南係長	あと検食って、食べて。
柳田委員	食べる分。
小南係長	食べる分。
柳田委員	それは、校長先生が食べるのですね。
小南係長	校長先生の場合もありますし、そのときの、校長先生が一番多いですけど。誰かが必ず。
福田委員長	はい、柳田委員。
柳田委員	あるいは、給食センターだったり、中埴小学校、北浦小学校ってあるじゃないですか。それは、複数やっているところの場合は、その複数作っているところで3食分というんですか。それとも北浦小学校、中埴小学校それぞれ3食。
小南係長	例えばですね、北浦小、中埴小学校は給食作ってませんので3食ではなく、検食分として1食だけ出しています。

柳田委員	センターのほう。
小南係長	センターの分は、賄材料費の中に含んでいるところなんですけれども、検食、1食、3食、3食でセンターは。
柳田委員	センターから運んでいるところは、全校合わせて3食分だけと。
小南係長	センターはそうですね。3食で。
柳田委員	わかりました。
福田委員長	ほかにありませんか。じゃ、私からこの中の地場産品の利用ですね。これ 32.5%でよろしいですか。というような表が渡されたので、再確認です。地場産品の。
小南係長	前回、お渡ししたもので。倍になっていたものですね。それで、前回お渡しした資料のほうです。
福田委員長	こっちで数字入れたんだよね。入ってなかったんで、数字を入れたんですけれども、確認なんで。地場産品は 32.5%っていうふうに言われたので書いた。それで、いいんですね。今、確認なんで。25年度が 16.6%。それで 26年度については空欄だったのでお聞きしたら 32.5%ですっていうふうにお話されたので、今確認しているんですけど。いいんですねっていうこと。
小南係長	ちょっと、不安なので戻ってから再度確認してお答えしたいと思います。すみません。地場産品の資料は、きょうは持ってきていないので。
福田委員長	暫時休憩いたします。再開は 2 時 35 分。
	休憩 14 : 23 再開 14 : 34
福田委員長	再開いたします。先ほど 32.5%ということで、資料、前入れたんですけれども、25年度が 16.6%。前に聞いたのが、理由聞いたら北浦梨のピューレが、というお話だったんですけれども、いただいた資料によるとね、279,638 円なる。この中でこの食材の中で、梨ピューレのように、ぐっと、こう利用率が高くなったものというのは、この表から言うと、どこですかね。
小南係長	ぐっと高くなったところ。
福田委員長	要は 32.5%、約 16%かな。16%上がった、その理由が知りたいのね。
小南係長	ここは、やっぱり、支えてくれている部分というのは、当然、南郷地域の、みどりの営農センターの部分などは、当然、野菜の供給で、協力いただいていますし、あとは 8 番の学食さんでしょうかね。ここが、コーディネーター役になって、地元の農業者の方から地元の野菜をいろいろと届けていただいて、あとは、45 番の菅野さん地元の農業者でこの方、ネギとか白菜、特にネギですね、やっぱり、不動堂小学校に地場産を提供していただいているという部分ですごく貢献いただいています。 不動堂小学校は、やっぱり食数が多いために敬遠されてきたんですけれども、いいですよって快く言ってくれて提供していただいたというところ

	は大きいですね。この 45 番の方など。そのようなところだとそういったところですよ。
平吹委員	37 番も大きいね。
小南係長	地元、村山精肉店さんも不動堂小学校に。
福田委員長	25 年と比べて倍になっているから、その話を聞いたので、金額、云々も関係あるんだけど、今、お話されたとおり。
小南係長	ほぼ、そうですね、菅野さんであったり、学食さんも、農協さんなんかも協力いただいてというところで、やっぱり、こういったところに支えられての地場産率の上昇とかということですね。残念なことに、梨ピューレは、無くなってしまったので、今年度は、新しくできる……、
	(「無くなった」の声あり)
小南係長	売れ行きが良かったみたいで、在庫が無くなったそう。
柳田委員	在庫が無い。
小南係長	在庫が無くなったそう。
柳田委員	なるほど、また、秋になると作るんですね。
小南係長	秋になると、また作るかもと、期待しております。
福田委員長	はい、山岸委員。
山岸副委員長	すみません。季節商品みたいな形になっているわけ。
小南係長	やっぱり、こちらも梨は、やっぱり、農産物ですから、できるできない、量が、やっぱり、あるんで、そこによるんですね。たくさんできればたくさん使えるんですけども。量が少なければ、産業振興課では盛況だったということで、わりと売れ行き良かったことで、今回は売り切れになったという話を聞いております。
山岸副委員長	今、話を聞いて思ったのは、せっかく美里町が梨の、町も一生懸命、梨ピューレ、それで加工品として商品として美里町ブランドとして、梨ピューレって形で商品化して出したり、それを、いつでも、どこでもある意味買えるような状態にする一定の生産量確保じゃないけども、それがあつ時期、うんと売れたから、もう無くなってしまったりというのでは、せっかく町の、ブランド化した商品が…。
福田委員長	18 番とそれから 43 番の米粉パンは、美里町産を使っているというふうに解釈していいですか。コメは美里町のコメを使っているというのは、わかっているんですけど、この米粉パンの場合。
小南係長	米粉パンは、わかりません。宮城県産だとは思いますがけれども、美里産かどうかというのはいわかりません。
福田委員長	わからない。
小南係長	はい。
福田委員長	はい。ほかにありませんか。はい、山岸委員。

山岸副委員長	27番の、みどりの農協小牛田支店のも、ゼロ、ゼロ、ゼロなんだけれども。ちょっと、野菜類っていう扱い品になってんだけれども。ゼロっていうことは、供給していないってこと。なんか理由があるの。
小南係長	休憩していただいていいですか。
福田委員長	休憩します。
	休憩 14:41 再開 14:42
福田委員長	再開します。ほかにありませんか。はい、吉田委員。
吉田委員	17番の、牛乳類っていうような品目になってんだけれども、これ。
小南係長	これ、すみません。17番の牛乳っていうのは、南郷幼稚園分のみってなっているので、幼稚園に対しての牛乳です。学校に関しては説明したとおり、学校給食会なんですけれど、ここは幼稚園に対しての牛乳のものです。
吉田委員	牛乳を入れるって、牛乳じゃなくて牛乳、何を用意する、何あんの。
小南係長	主に牛乳なんですけれども、プリンなども扱ってますので。
吉田委員	プリン。乳製品だ。
小南係長	乳製品、はい。ヨーグルトとか。
平吹委員	地場産というその概念っていうのは、あくまでも、その場所で生産したものなんですか。あるいは、地元の例えば商店会あるんですが、その地元の商店の方が関係方々が美里以外から持ってきてやったっていう、そういう感じ.....。
小南係長	美里で生産されたというものが美里産ということ.....。
平吹委員	今見ると、学食っていう三神さんのところが、多くなっているから、これ意外とウェイト占めているのかなとこう思っていたもんだから。 そんなに、今言ったとおり、農業協同組合ゼロっていうんだけれども、やっぱり、1年っていう終年、その供給するというのが難しいということあるんで、おそらく、不可能になったと思うんだけれども。だから、もう少し、学食の三神さんのような業者というか農家を普及すればいいことだなと。
小南係長	ぜひ、それは、はい。そういった方が、もっと、はい.....。
平吹委員	目標はどのくらいに持っているんですか。
小南係長	すみません。目標はできるだけ高くっていうところまでしか、ちょっと言えないです。
平吹委員	40ぐらいの50代。
柳田委員	そこいき過ぎです。
平吹委員	はい、わかりました。
福田委員長	ほかにありませんか。
柳田委員	すみません。1点確認で。
福田委員長	はい、柳田委員。

柳田委員	すみません。今まで、聞いた説明の中でちらっと話したんですけど、先ほどの吉田さんが聞いた件も含めてなんですけど、差額が支払総額とこっち側の食材購入費ですか。そっちの総額が600万くらいあるってことでその検食分は学校上で3食で搬入先で1食という話だったんですけども、単純計算で20人分の食材になるので、金額的に言うと、そこにいろいろ隠れていると思うんで、今は答えできないと思うんですけども、後ほど。もし.....。
小南係長	詳しく、この差額がお知りになりたいというならですね。
柳田委員	わかるのであれば、後ほどでいいですから教えてください。
小南係長	はい、わかりました。じゃ、そこは、宿題とさせていただきますお調べしてお答えしたいと思います。
柳田委員	はい、お願いします。
福田委員長	はい、藤田委員。
藤田委員	46番ですね。蜂谷さん、塩釜なんだけれど、こごたふるさと餃子だけど、家、小牛田の人なんだね。
小南係長	すみません。これは、以前、新聞などに紹介されたんですけども、支援学校ありますよね。あそこの小牛田の支援学校の生徒が白菜を生産して、その白菜を使って、餃子を作って、それがこごたふるさと餃子っていうことで商品化されているということで、地元のそういった支援学校の生徒が作った野菜が入った商品であるということで、地場産のものっていうことで給食に積極的に使っていただきました。
藤田委員	商品名で使ってっから、小牛田の.....。
小南係長	商品名ですね、まさに。こごたふるさと餃子っていう。
福田委員長	ほかにありませんか。はい、千葉委員。
千葉委員	さっき、お話されたなかの説明でね、経費のところ問題なんですけれども、基本的には、従来からやってたから検食とかそういうのは、町で出したっていう。従来からやられていたっていうんじゃないかって、根拠があると思うんですけど。従来っていうのは根拠にならないですよ。だから、そのところ、よく調べて、ここで私、回答はいらんだけども、従来からですっていう説明ではまずいと思いますので。調べてっていうのは、さっき、課長に言いましたけれども、政令でこの経費についてはね、通達もきているんじゃないか、そういうのも含めて、ちゃんと経費の中に検食だから入っているの決まっているのかもしれないけど。その辺調べておいてください。いつか行ったとき聞きますから。
小南係長	はい、わかりました。ありがとうございました。
福田委員長	答えは、あとでいただければと思います。ほかにありませんか。
	「ありません」の声あり。
福田委員長	食材の搬入ルートについては終わります。では先ほど、あとで答えるっていうことで渋谷課長から資料いただいておりますのでお願いします。

渋谷課長	<p>先ほど、学校給食実施基準について 25 年度に改正になったと、それがメタボ対策だろうというお話だったんですが、それも 1 つの理由なんですけれども。</p> <p>アンダーラインを引いた部分なんですけれども、厚生労働省の定める日本人の食事摂取基準を参考にして、その考えを踏まえるとともに、文部科学省が平成 19 年に行なった児童生徒の食生活の実態調査、それから独立行政法人日本スポーツ振興センターが行なった平成 19 年度児童生徒の食事状況調査等を勘案して、このカロリーを決めているということなんですけれども、当然、この調査の中には、日本人がメタボ体型になっているという、その前提の中でこの食事摂取基準も当然、変わったということです。その辺で了承をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、特別支援教育就学奨励費、これについては特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者、それ以外でも、特別支援学級に在籍したほうがいい児童生徒もいますけれども、なかには保護者の反対で、普通学級に入学している子どもさんもいるそうなんです、その方の保護者を対象にして世帯の所得額が生活保護法の保護基準で算定した需要額 2.5 倍未満である方ということなんでこの所得の部分ですね、なかなか、その世帯によって家族構成、それから、世帯の年齢構成ということになりますので、一概に幾らというようなお話はできないんですが、やっぱり、生活保護法、生活保護っていうのは、年齢によって家族構成によって、その地域によって、みなそれぞれ金額が違いますので、一概にここで所得についてはお話できないというのは現状です。これが特別支援教育就学奨励費の説明になります。よろしくをお願いします。</p>
福田委員長	いいですか。今の説明で。意見ををお願いします。
大橋委員	特別支援の関係、そうしますと奨励費ですから、学校給食費に対して上限が書いてある金額までということですよ。
渋谷課長	はい、そのような形になります。
大橋委員	最初にいただいたことは、こっちが勘違いしてんだと思う。こっちの特別支援の関係も給食費全額は、この奨励費で賄えないってということですね。
渋谷課長	そういう形ですね。はい、そういうことです。
千葉委員	今のやつ、私の質問したやつですよ。
渋谷課長	そうです。はい。
千葉委員	ちょっといいですか。
福田委員	はい、千葉委員。
千葉委員	そうすると、支援学校に行っている人、均衡、社会福祉制度の均衡を図るために、一応、これは出しているんですよ。という考えも含んでいるんですか。
渋谷課長	これは特別支援学校であって、支援学級。

千葉委員	<p>学校にも行ってますよね、けども、学校に行っている子は、生活の事じゃなくて、そういう子どもさんに対する福祉制度があるから、それらのバランスっていうか、均衡図るために、例えば、支援学校に行っていいいんだけども、普通学校に来ているという人もいますよね。</p> <p>普通学校に行っている人は、支援学校に対応受けられないですから、そういう均衡図るといふこともあるのですか。</p>
渋谷課長	<p>そうですね、当然、特別支援学校に通っている方は、それぞれ福祉的な給付を受けていますので、それで就学奨励にはなるんですが、ちょっと、その辺までは……。</p>
千葉委員	<p>なんとなく、その辺、わかりました。</p>
渋谷課長	<p>確認しますけれど、確実なお答えはできませんので、それは帰って、また再度、制度的なものについては。</p>
千葉委員	<p>制度の均衡を図ろうとしたんだ。</p>
渋谷課長	<p>だと思っんですが、確実なお答えはできませんので。</p>
千葉委員	<p>わかりました。</p>
福田委員長	<p>はい、山岸委員。</p>
山岸副委員長	<p>今、貰った2段書きの、箱枠の学校給食の旧小牛田地区と旧南郷地区で上限の差がありますけれども、これどういう意味合いのその差があるか。</p>
渋谷課長	<p>米飯、完全給食で無かったっていうことが。</p>
	<p>(「27年度」の声あり)</p>
渋谷課長	<p>…は一緒にしなくないんですよ。</p>
小南係長	<p>この部分に関しては、給食の価格差、実際、今年度あります。ただし、完全給食化されたという部分で、今年度、統一するように栄養士と、幾らにするのかっていうところを研究テーマにして、やっていますので、来年は統一価格というようなふうにもっていかうということで段取りしていて、今年度に関しては価格差がありますので、このよう状況も。</p>
山岸副委員長	<p>区別だから、前は南郷にね、給食センターを子どもたちは、御飯持参だっという話きいていた、それが、今回は、今年度からですっけ。</p>
小南係長	<p>昨年度の2学期からです。9月から。</p>
山岸副委員長	<p>もう無くなったんですよ。</p>
小南係長	<p>はい。</p>
山岸副委員長	<p>去年からだ、1年も経っているんですよ。</p>
	<p>(「まだ、経っていない」の声あり)</p>
山岸副委員長	<p>まだ、1年経ってなくとも、27年度で、この差をそのまま維持しているっていうか堅持しているというのは、今回されたんだけども、来年なんないとそこまではできないということ。</p>
小南係長	<p>そうですね。すみません。その部分については、その価格差をどこにこう基準を定めるのかっていう部分を検討しないといけないんで。するにし</p>

	ても。
山岸副委員長	1人当たりの単価全部。
渋谷課長	ちょっと、確認します。こんなに差あるわけがない.....。
福田委員長	じゃ、確認してください。食材の搬入ルートについてはよろしいでしょうか。
大橋委員	もう一回、確認いたします。就学援助の関係で、要保護家庭は100%給食費は、それでみられる。
小南係長	給食費はみられます。
大橋委員	給食費。
小南係長	はい。
大橋委員	準要保護世帯も同じですか。
渋谷課長	同じです。はい。生活保護ですから。要は、先ほど読みました、要保護者っていうのは生活保護法の該当者です。それ以外が準要保護者になります。 生活保護については、当然、生活保護費で、学校給食費等みられておりますので、その分については、当然、支給はございません。生活保護費での支給になります。
大橋委員	準要保護って。
渋谷課長	これについては、給食費は当然、この制度の中からお支払いしているというような形。
大橋委員	その制度の中で、給食費の分、100%全部がみられているわけではないですね。みられているんですか。
渋谷課長	上限っていう先ほど、お話ししましたけれども、上限がありますけれども、上限額に現在の給食単価と給食の提供日数を掛けますと、この範囲内で収まっているということなので。
大橋委員	じゃ、その例えば、26年132人全員は給食費100%この対象者っていうんですね。
渋谷課長	そうですね。
大橋委員	次の準要保護の被災分の人たちも、この人たちも100%大丈夫ですね。
渋谷課長	そうですね。
大橋委員	特別支援の人たちが、さっきいただいたこの資料で上限が2万5,500円ということになっているわけですね。
渋谷課長	そうですね。
大橋委員	そうすると、100%ではないんだ。半分ぐらい。
渋谷課長	半分.....、今、5万ぐらいか。その辺の、あとは地区の格差値と調べさせていただきます。
大橋委員	わかりました。
福田委員長	合わせて、あとで。はい。次に移ってよろしいですか。

	「はい」の声あり
福田委員長	次は学校給食残量調査票に基づいて説明をお願いいたします。
小南係長	<p>こちら残量調査ということで給食で、どれくらい残量が出るのかというところで、学校に6月15日から19日という1週間を区切って、残量調査の票を提出してもらいました。</p> <p>この残量調査というのは各学校で計測はしてあるんですけども、計測の仕方が学校によって少々違います。主食、主菜、副菜、汁物別々に計量するところもあれば、一緒に汁物と副菜と一緒にして計量しているところも、北浦小学校や中埴小学校のように一緒に計量しているようなところもあれば、またですね、それぞれ全て分けて計上しているところもあればという形態が違いますので、今回、皆さんにお示ししたのが、15日から19日のそれぞれの献立ですね、献立名を入れて、各学校で提供している食数、そして主食、主菜、副菜、汁物というような区分をつけてどのくらいの重量、残食が出たのかということで、資料を提示させていただきました。</p> <p>給食センターの部分は、こちら幼稚園の給食も含めた形での残量調査になっておりますことを申し添えさせていただきます。全体的にみて、この主食、御飯の部分の残食が多いという部分は栄養士からも言われているところでした。</p> <p>パンの日、1週間に1度、パンがあるんですけども、パンの日は、残食が少ないということ聞いてます。ただ、栄養士の話、話した中で、どうしても御飯、残食が多くてってところなんですけれども、和食、やっぱり、学校給食では、和食、御飯をベースとした和食の提供をしなければ、今の子どもたちは、例えば、ヒジキっていうものも学校給食で出て、ヒジキを知らない子もいるという話、聞きました。これなあにって。残食が出るのは、現場としては悲しいことですね。</p> <p>だけれども、それに、めげずに、食育の観点から、そういう和食を、御飯をベースとした和食の形態で、給食を提供するってということは、やっていきたいということでは言われました。パンの部分は、多分見ていただくと残食も少ないようなキ口数になっているかと思えます。1週間に1度のことなので、洋食の日なども、やっぱり残食が少なくなるって傾向にあるみたいですね。</p>
福田委員長	質問ありますか。はい、大橋委員。
大橋委員	給食センターの1番後ろの票について6月17日4.4キ口、主食が残食で、その前後が約10キ口、小学校4年生の分、単純にみると、小学校4年生が10キ口。
小南係長	ここの部分は、4.4って、主食と主菜を合わせた、合わせて4.4なので、要はバーガーですね。セルフチーズバーガーの洋食メニューだったということで、4.4で少ないってことですね。
大橋委員	小学校4年生が何かでいなかったんだ。

小南係長	いなかったんですけど、はい。だから、やはり差を比べると、どうしても残食が御飯で出ているんですけど、ただ、だからと言って、やはり、御飯をベースとした給食というのは、提供していきたくって、提供しないと食の回転がっていうところで栄養士も言っておりました。
福田委員長	はい、山岸委員。
山岸副委員長	この票、各学校によっても、全部差があるのがわかるんですけども、特に不動堂中学校の主食が圧倒的に残量が結構多いんですけども。
柳田委員	小学校もです。
山岸副委員長	中学校も、不動堂小学校もかな。どちらかという、美里町内でも生徒数が多い学校、総量的には当然、そうなる数字出るのわかるんですけども。ただ、主食、御飯の量も、カロリー計算上の量を提供しているわけですよ。
小南係長	適正量を、はい。
山岸副委員長	適正量を提供しているにもかかわらず、やっぱり、御飯のほうが圧倒的に残るんですかね。
小南係長	はい、そう聞いています。御飯はやっぱり残ります。
山岸副委員長	そしたら、御飯の量、少し減らしてあげてはダメなんですかね。残食出すこと自体ね、結構問題だし、もったいないっていうか。これも調査票でね、大体、ある程度の分析はできるかと思うんですけども。当然、栄養士さんたちも、各学校の、栄養士さんたちも、これ全体見たときに、課題問題は自分たちで分析できると思います。なんとか、残食出ないようにね。ここどうなんだろうな。
小南係長	そこも、栄養士の気持ちのせめぎ合いあるそうなんです。残食出さないことは、当然いいこと。そうするためには、要は洋食ベースの出せば残食が出ないっていうのもわかっているようです。ただし、やっぱり、学校給食って食育の意味も食の体験するっていうことも重要なので、御飯の適正量って、やっぱり決まって、これが適量なんだよというのがわかってもらう、やっぱり、汁物が付いて、主菜、副菜っていうようなお膳の形って言われる形態でやっぱり、出さないっていうふうな思いから残食出るけど、負けないで魚も出すし、御飯も出すっていうことを言っておりました。御飯減らしたらと、私も言ったことがあったんですけども、それは、やっぱり、食の栄養価の部分についても、適量っていうのを知ってもらうには、これも負けないで出しますっていうような回答でした。
福田委員長	はい、千葉委員。
千葉委員	今ね、残食について、不動堂中学校が多いっていうんですけども、小牛田と小牛田中学校、不動堂中学校、それから給食センター、3つを比べてみても、不動堂がどっちかという1番少ないですね。数字上は。何を見て多いと言っているのか。

柳田委員	全体量をみて。
山岸副委員長	主食の全体量の数字です。私言ったのは。
福田委員長	全体量が出てると、出てないのがね。
千葉委員	傾向は同じような傾向なんじゃないかなって見てました。
福田委員長	不動堂中学校は、主食についての、残食6%、それから、不動堂小学校については13%、なっているのね。全体の量の。 もし、できれば全体量がわかれば、ただ単に数字、その残量だけ見たんでは、人数も関係ありますので。ほかにありませんか。じゃ、私から、残食はどうされているんですか。
小南係長	残食は、廃棄しています。
福田委員長	廃棄、全くの廃棄。
小南係長	廃棄にしていますね。
福田委員長	どういう廃棄。
小南係長	業者に持って行っていただくという学校の廃棄物は、業者が回収してくるといふ。水分を切った形で廃棄をするということが。処分をしています。
福田委員長	処分ね。再利用ではないね。
小南係長	はい。ただ、一部の学校で肥料に、それで肥料を作って学校の畑で使うってようなことをやっている。青生小学校なんかそういった取り組みをしていたと聞いてました。
福田委員長	青生小学校は全部ではないけれども、一部再利用する。
小南係長	一部そういった再利用したりするっていうこと……。コンポストか何かに入れて堆肥を作って。
福田委員長	食育という意味からね、食材の大切さとかも、やっぱり全部入ると思うんで、これについては、またまとめのところでみなさんといろいろ議論したいと思います。ほかにありませんか。
	(「ありません」の声あり)
福田委員長	残食について。以上、教育委員会から資料を提出していただいた分について、いろいろ御説明、それから質問いたしました。もう一回、何かあれば、この資料について、1から4番までの件についてありましたらお願いしたいと。はい、平吹委員。
平吹委員	アレルギーの子どもたちは、これとまた別のメニューなんですよ。
小南係長	基本的には、一緒のメニューなんですけれども、代替食が出る場合もあります。卵が入っているスープであれば、卵アレルギーであれば、卵抜きのスープになるとか、あと、魚がだめな子どももいますので、そういった場合は、肉。例えば魚の代わりにソーセージだとかっていうのはあります。
平吹委員	でも、卵スープとか、そういうの、そういう場合は、別に作ってやるのですか。
小南係長	別に、卵抜きスープにする場合は、途中まで同じ工程で作るんですけれ

	ども、卵投入する段階で分けて調理を行なったりします。
平吹委員	その辺は、徹底して。
小南係長	そうですね。事故があつたらいけないので。
平吹委員	はい、わかりました。
福田委員長	はい、大橋委員。
大橋委員	特別な宗教の...というような、今後は考えていかなければ...。もしかしたら...
小南係長	<p>そうですね。実際、町内でもそういった事例ありました。不動堂小学校のほうで、イスラム教の生徒さんがいまして、豚肉が食べられないです。給食で出ます。そういう子に関しては、除去でき、話し合いで、お弁当持ってきてもらったっていうこともあったようですけれども、ある程度、見え見えで、自分でこれは違うなって除去できる、食べないようにしようというのをやってもらうように指導する形で、年齢に応じて対応していたって聞きました。</p> <p>ただ、町の方針としては、アレルギーであれば当然、除去食っていうことに対応しますが、基本的には自分で除去するっていうようなアレルギーほどの対応は必要ないのではないかなと。</p>
吉田議長	日本人ですか。
小南係長	日本人です。お父様が多分、外国のっていう家庭。
福田委員長	平吹委員が話したアレルギー食は、各学校、何人ずつというのはわかります。アレルギー対応してる。
小南係長	アレルギー対応している人数は、すみません、戻ればわかりますけれど、きょうは持ってきていません。必ず、1人、2人っていうのはいますので。トータルでは、やっぱり、二十数人っていう数字になるかもしれないですね。
福田委員長	じゃ、改めて。
小南係長	そうですね、アレルギーの状況。
福田委員長	学校ごとね。
小南係長	学校ごとのアレルギーの状況ですね。はい、わかりました。
福田委員長	はい、柳田委員。
柳田委員	ちなみに、あの検食はアレルギー食事にちゃんと別に検食して用意するのですか。例えば、違う食材を投入する場合、代替食として、それだけを検食して別に用意するっていう感じですか。
小南係長	はい、検食、給食センターの検食をする関係で自分自身も経験があるんですけども、アレルギー食があるとアレルギーの分もきちんと検食っていうことでその食材を一式というか、アレルギーになった主食の部分を、例えば魚が出るところをソーセージになれば、魚とソーセージ、両方食べなきゃいけないっていうことで、ちゃんと問題ないかどうかって検食分も

	アレルギー分もします。
柳田委員	はい、わかりました。
福田委員長	ほかにありませんか。じゃ、以上で教育委員会からの資料説明について終わります。5分間休憩します。再開は.....
渋谷課長	委員長、いいですか。委員長。すみません。先ほどの説明できなかつた分なのですが、特別支援教育就学奨励費、これ、小牛田地域と南郷地域の額が違っておりましたが、こちらのほうの資料の誤りでありまして、当然、完全給食になっておりますので、南郷地域、小牛田地域とも小学校は、2万5,500円、就学奨励の半額になっているそうです。中学校が3万円ということで、両地域とも同額というふうになっております。
	(「統一したんだ」の声あり)
渋谷課長	はい、統一。
福田委員長	じゃ、皆さん、いただいた資料、直してください。
山岸副委員長	下の部分ね。これは、削除でいいんですね。
渋谷課長	はい。あともう1点です。お答え忘れですが、学校給食実施基準、これ平成25年告示なので、平成25年からというお話をしたんですが、よく調べましたら、この学校給食実施基準は昭和29年から、昭和29年に告示されております。 ただ、この平成21年に、全部改正したそうなので、ですから、この基準に昭和29年というのは消えてるそうです。
大橋委員	学校給食法できたときにも.....。
渋谷課長	そうですね。同じですね。給食法と同じです。以上です。
福田委員長	はい、ありがとうございました。それでは、5分間、休憩します。再開は3時25分になります。教育委員会の皆さん、ありがとうございました。
	休憩 15:20 再開 15:25
福田委員長	再開いたします。委員、全員出席ですので委員会は成立いたしております。 続きまして、教育、民生常任委員会所管事務調査について、質問項目、これを皆さんで確認したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。 まず、1つ目ですけれども、栃木県大田原市が7月14日です。給食費の補助制度について。それから、学校給食で食材の地場産利用の状況について、それから学校給食費の無料化アンケートについてということで、していきたいと思っております。いかがでしょうか。 予め、大田原市に、こういうことで、お聞きしますのでということでしていきたいと思っておりますので、資料とかね、準備していただいたもので。はい、山岸委員。

山岸副委員長	ここに、大まかに、ついて、ついてってあんだけれども、もう少し、あと、もうちょっと踏み込んだ内容についても、書かなくていいんですか。
福田委員長	だから言ってもらおうとね。それを聞いているの。何かありましたら。私はね、半額助成にしたこととそれから半額助成補助から、全額補助に移行した経緯と取り組まれた具体的な事項について聞きたいなと思っておりました。経過と取り組まれた具体的な事項でね。
大橋委員	何年半額補助、3年くらい.....。
福田委員長	半額から全額になったのが2012年度。2012年ということは、3年半だね。
大橋委員	半額にしたのは、この資料見た時に、半額のときが、何年かって、だったと思うんですが。
福田委員長	要は、半額助成にした、なぜ半額助成としようというふうに取り組まれたのか、それから、2012年から半額から全額に移行された、取り組まれた具体的な事項について聞いてくる。よろしいですか。
	「はい」の声あり。
福田委員長	学校給食で食材、地場産利用の状況については、このままでいいと思うんですけども。1番目の補助の関係で財源をどうされたかっていうことをお聞きしたいんだと思うんですが、財源も含んでね。 それから学校給食費の無料化にアンケートの取り組みの内容についてお伺いしたいなと思っておりましたが、そのほかにあれば...。はい、吉田委員。
吉田委員	さっきのこの給食費のことで、人数的な面なんかも先に聞いていたほうがいい、それとも、研修先で、そこで...、対象人数とか、そういうのいいですか...
福田委員長	生徒の人数、小学校と先生、子どもの数。
吉田委員	子ども、先生とその一応、生徒数だね。給食費の。
平吹委員	研修先で資料見てからで、いいんじゃないですか。
吉田委員	はい、わかりました。あとで聞きますからね。
福田委員長	ほかになにかありますか。大田原市。
山岸副委員長	町の負担額わかるかな。
福田委員長	財源はどのように出しているのかっていうことも、聞けば金額は示されるけれども...。ほかにありませんか。はい、大橋委員。
大橋委員	多分、大田原市なんかでも、無料化にしているところの、1番なのは、例えば、人口減、人口流出をくい止めるとか、よそから転入者を増やすとかっていう大きな目的のために行なっていると思うのね。どこも.....。
福田委員長	経緯と取り組まれた具体的な内容でいいの。
大橋委員	経緯っていうのは、そこになるんだと思うんだけど。
福田委員長	柔らかく聞いたほうがね、経緯と取り組み状況を聞けばいいかなと思いました。よい施策をもって取り組んでいると思いましたがね。じゃ、大きな3点、1つは半額助成及び半額補助から全額補助に移行された経緯と取り

	<p>組まれた具対的な事項についてお伺いすると。</p> <p>さらには、その財源についても、お伺いしたいと。大きな2点目は学校給食で食材の地場産利用の状況について、大きな3点目は学校給食費無料化アンケートの取り組み内容についてということによろしいでしょうか。</p>
	(「はい」の声あり)
福田委員長	では、2日目の7月15日、群馬県の神流町について。
千葉委員	地場産の活用、これ2番目のやつ、同じやつってもののしたの。
福田委員長	じゃ、1点目は大田原市とは、ちょっと違うんですけども、2010年から実施されているんですね。無料化が。それで2010年から、実施された経緯と取り組まれた具体的な事項についてということによろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
福田委員長	大きな2点……、その中にも財源はということでお聞きしたいと。大きな2点目は、学校給食で食材の地場産利用状況についてということで、ここはアンケートしてませんので、大きな2点についてお伺いしたいということで質問項目よろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
福田委員長	じゃあ、質問項目については、以上のとおりで前もって質問項目をお示して、御回答いただきたいと思います。
福田委員長	はい、大橋委員。
大橋委員	<p>例えば、今、教育委員会で説明あったように、残食等の問題も勉強したところですけども、そういったような部分での、例えば給食の指導的なものってというのは、どういうことにしているのかっていうのは、すごい興味あるわけですね。</p> <p>例えば、無料化しているところのインターネットなんか載ってるのは、無料化するから、ありがたみが薄れんんじゃないかっていう懸念なつた。出されればですよ。実際そうかどうかわかんないけど。給食指導みたいの何か。</p> <p>実際は、大田原も、神流町も出てないんだけどもさ。そういう部分で、興味ある。給食そのものに無料化に取り組んでところが給食指導っていうものをね。</p>
	(「食育指導」の声あり)
大橋委員	給食指導かな。恩をうんと感じるだろうから。そうやっていけばなっていう。
山岸副委員長	大きく言えば食育。
福田委員長	残食について。だけじゃないよね。
山岸副委員長	残食がどの程度あるのか聞いたうえで、それに対して指導…。
平吹委員	流れの中で…。
福田委員長	食育の指導で。どうしましょう。今の大橋委員の。

山岸副委員長	流れで聞いたので。
福田委員長	失礼のないように流れ聞いていく。残食は、美里町では結構出ているんだけど、それについて、いきなり聞くのも失礼かな。
大橋委員	今、なんでこんなこと言ったかっていうと、例えば、無料化していったときに、保護者についてね、子どもの食べ物のお金くらい払ったらいいんじゃないかっていう意見が出たり、給食の質が落ちてくるのではないかという。 あるいは、無料では残すと、食べないこととか悪いと思わなくなるのではないかという、こういった懸念の声が出ているわけですから。
福田委員長	アンケートの話聞いている。はい、柳田委員。
柳田委員	ちょっと、戻ってしまう件もあるんですけども、さっきの学校給食の無料化アンケートっていうの大田原でやったと思うんですけども、これ以外にも、もしかしたら町民との意見交換会だったり、なんだかの給食費の無料化に対する意見交換あったかもしれないですよ。それがあったかどうかを大田原市もですし、あと神流町のほうもアンケートしたかどうかというのもネット上には載ってないですけども、もしかして、しているかもしれないですし、意見交換会の場を設けたかもしれないので、そこもちょっと聞いていただきたい。
福田委員長	前もって聞きたいの。
柳田委員	前もって。
福田委員長	質問事項に入れてほしいっていうことね。
柳田委員	はい、町民との意見交換をしたのかどうか。
福田委員長	したのかどうかっていうの聞き方は失礼。
柳田委員	したとすれば、どのような内容だったのかって……。うまい言い方、委員長にお任せします。
山岸副委員長	経緯、経過の中で聞く。聞いてみればいいんだね。
福田委員長	取り組み内容について聞いているので……。
柳田委員	はい、委員長にお任せします。
福田委員長	質問項目については、先ほど述べたとおりに確認したいと思います。所管事務調査については、皆さんに、バス借りるっていうことで決まりましたので、その件、相澤さんから御説明をいたします。
相澤主幹兼係長	バスのほうですね、先般、御案内のとおり見積もり、4社ありまして、1社辞退で、1社、ちょっと見てなかったっていうのがあって、実際、2社での見積もりでした。 最終的には、三本木のひまわり交通が最低価格でして、国で定めた公示価格、下限額を下回っておりませんでしたので、大丈夫でした。最終的な額というのが税込で25万6,200円での契約金だと。25万6,200円。 こちらは、バス代であったり、高速代であったり、運転手経費であったりっていうのが、全て含まれている金額でございます。バス以外で宿泊に

	ついては書いてあるとおり、藤岡第1ホテルということで、予約をしたいなと思います。朝食込みで5,200円。
福田委員長	朝食付き。
相澤主幹兼係長	はい。5,200円。朝食付きで。
福田委員長	今の件について、御質問ありますか。皆さん。
平吹委員	バスの大きさはどのくらいですか。
相澤主幹兼係長	はい、バスの大きさはですね、いわゆる、小型バスと言われるもので、マイクロバスは不可としてますので、マイクロバスじゃなく、サスペンションの良い、イメージだと寸詰まりな感じの。
平吹委員	サロンバスか。
相澤主幹兼係長	正座席で25席ある、27人乗り、小型バスという形での記載になっております。
福田委員長	質問ありませんか。それで出発、7月14日役場出発が6時です。それで、朝食時間は設けませんので、各々準備するなり、あとトイレ休憩のときに購入していただいて、朝食は各々にお任せ。
柳田委員	サービスエリアとかで、そこで食事とるってないですね。
福田委員長	朝食時間はとれる時間がないってということ。各々。6時出発にしたいと思います。2日目は7時頃に着く予定になっておりますって。 なお、最終確認に9日、特別委員会ありますから、そのときにもう一度、皆さんで確認したいと思いますので、よろしく願いたします。人数につきましては、10人及び9人になるかもしれません。 じゃあ、ほかに。この所管事務調査については以上で終わりたいと思います。その他。所管事務調査、はい、千葉委員。
千葉委員	2つの自治体のですね、自治体の情報を一応用意していただければ。それだけです。
相澤主幹兼係長	わかりました。9日の特別委員会まででよろしいですか。
吉田議長	事前に。
相澤主幹兼係長	基礎データですね。
	(「はい」の声あり)
福田委員長	はい、基礎データ、9日、特別委員会終わり次第、集まって。ほかにありませんか。無いようですので、これで終わりたいと思います。副委員長、あいさつお願いします。
山岸副委員長	14日、15と朝早く研修出発しますので、それまでいろいろ私はしっかり勉強していきたいと思ってますので、皆さんも情報しっかりつかんだうえで、美里町に役立つような勉強していきたいと思いますので、その辺を含めてよろしく願いたいです。御苦労さまでした。

	15 : 45 終了
--	------------

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月26日

教育、民生常任委員会

委員長 _____